地質調査業務の最低制限価格等 及び総合評価適用工事の失格判断基準の引上げ等について(概要)

「地質調査業務」の最低制限価格等、「総合評価適用工事」の失格判断基準を引き上げました。また、予備設計や基本設計をはじめとする「その他建設関連業務」の最低制限価格等の算定方法を改正しましたので、お知らせします。

最低制限価格等・失格判断基準の引上げ等(工事・業務関係)

以下のとおり、最低制限価格等又は失格判断基準の算定方法を変更します。

対象工事等	変更対象	変更内容			
地質調査業務	調査基準価格 及び 最低制限価格	【変更前】 直接調査費の額+間接調査費の 90%+解析等調査業務費の 75%+諸経費の 50%			
		【変更後】 直接調査費の額+間接調査費の 90% +解析等調査業務費の <u>80%</u> +諸経費の 50%			
総合評価適用工事		【変更前】 直接工事費の 80%	共通仮設費の 70%	現場管理費の 85%	一般管理費等の 65%
		【変更後】 直接工事費の <u>90%</u>	共通仮設費の <u>85%</u>	現場管理費の 85%	一般管理費等の 65%
その他建設関連業務 (予備設計等)	調査基準価格 及び 最低制限価格	【変更前】 予定価格(税抜き)の 70%			
		【変更後】			
		① 当該その他建設関連業務と同種の工事に係る業務(設計、地質調査、測量及び支障物件調査)に準じ、費目ごとの率は工事に係る業務と同率)			
		② ①による算出が困難な場合は、予定価格(税抜き)の 70%			
		※どちらの方法によるかは入札の告示又は指名通知をご確認ください。			

その他

■適用年月日

平成28年4月1日以後に告示する工事等から適用します。

ただし、<u>その他建設関連業務の最低制限価格等の算定方法の変更</u>については<u>平成28年5</u>月1日以後に告示又は通知する業務から適用します。

参照

【札幌市工事等低入札価格調査要領(調査基準価格及び失格判断基準関係)】

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/teinyusatsu-koji_s.pdf

【札幌市工事等最低制限価格運用要領(最低制限価格関係)】

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/saiteiseigen-koji.pdf

お問い合わせ先:札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442